

福祉活動への参加の促進について

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

平成6年7月11日
社援地第 86号
厚生省社会・援護局長

福祉活動への参加の推進について

平成4年6月の社会福祉事業法の改正に伴い、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（平成5年4月14日厚生省告示第117号）が告示されたほか、平成5年7月には中央社会福祉審議会から「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」の意見具申が行われ、国民の社会福祉活動への参加の促進を図るための地方公共団体等の取組について示されたところであるが、今般、都道府県、市区町村において住民の福祉活動への参加の促進を図るに当たって留意すべき基本的な事項を取りまとめるとともに、都道府県・指定都市並びに市区町村ボランティアセンター活動事業の実施について定め、平成6年4月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、管下市区町村、社会福祉協議会等の周知徹底を図るとともに、その適正かつ円滑な実施について十分指導されたい。

なお、この通知の実施に伴い、昭和50年4月1日社庶第59号「社会奉仕活動育成事業の実施及び推進について」及び昭和60年6月10日社庶第68号「福祉ボランティアの町づくり事業の実施及び推進について」の本職通知は廃止する。

第1 都道府県・指定都市において留意すべき基本的事項

地域住民の福祉活動への参加をより広域的な観点から推進するため、都道府県・指定都市においては次の諸点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。

1 広報・啓発活動の積極的な実施

住民がボランティア活動に対し関心を持ち、理解が深められるようボランティア月間を設定するなど、さまざまな機会や方法を通して広報・啓発活動を行うこと。

また、ボランティア活動に対する社会的な評価の必要性に鑑み、ボランティア活動者等に対する表彰の実施などに積極的に取り組むこと。

2 関係機関等との協力による福祉教育の推進

福祉活動への理解を深めるには、青少年期から福祉活動の体験を通して、福祉マインドや社会連帯の意識を育むことが重要である。このため、学童・生徒に対するボランティア活動についての啓発・普及の充実に配意し、体験活動（宿泊を伴う体験活動を含む）の実施については、学校、教育委員会等関係機関と連携を密にするとともに、福祉教育担当教員に対する研修や情報提供等にも留意しながら、積極的に取り組むこと。なお、実施に当たっては、訪問を受け入れる社会福祉施設等の理解と協力が得られるよう配慮すること。

また、学童・生徒にとどまらず、企業、労働組合、生活協同組合及び農業協同組合等との連携を図りながら、サラリーマンや主婦、企業退職者、高齢者等が生涯を通じて社会福祉について理解を深め、福祉活動を体験する機会が得られるよう配慮すること。

3 ボランティア活動の推進を図るために条件整備

- (1) 都道府県・指定都市レベルのボランティア活動振興のための拠点である都道府県・指定都市ボランティアセンターに対して積極的な支援を行うこと。
- (2) 特にボランティア活動の推進にあたる人材の養成が重要であることに鑑み、ボランティアコーディネーター、ボランティアアドバイザー等の養成研修の実施についても配慮すること。なお、実施に当たっては、介護実習普及センターや福祉人材センター、児童館その他関係機関等との連携を図るよう留意すること。
- (3) 具体的活動のためのマニュアルや地域の実情に応じた活動参加プログラムの開発及び普及に取り組むこと。
- (4) また、ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の普及拡大に努めること。
- (5) さらに、地域福祉基金等を積極的に造成し、ボランティア団体や住民参加による福祉活動を行う団体等に対し積極的な支援を行うよう配慮すること。

4 広域的・先駆的な課題に対する対応

都道府県・指定都市レベルでの広域的な活動の振興を図るとともに、先駆的な課題に積極的に取り組むこと。

5 管下市区町村に対する指導

管下市区町村がボランティア活動の振興に積極的に取り組むよう指導するとともに市区町村との連携を図ること。

第2 市区町村において留意すべき基本的事項

地域住民のボランティア活動への参加を推進するうえで、住民に最も身近な市区町村の役割が重要であり、これからの中核社会の形成にとって地域におけるボランティア活動の振興が不可欠の課題であること、また、国民の4人に1人がボランティア活動への参加意欲を持っていることを十分認識のうえ、市区町村においては次の点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。

1 啓発・普及の促進

広報誌、新聞、企業の社内報等を有効に活用してボランティアグループやボランティア活動事例の紹介、ボランティア活動への参加の呼びかけを行うなど啓発・普及に積極的に取り組み、あわせて地域住民のボランティア活動に関するニーズを的確に把握するよう努めること。

2 ボランティアセンターに対する支援強化

平成4年6月の社会福祉事業法の改正により、新たに社会福祉協議会の行う事業として社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を行うことが追加されたところである。

社会福祉協議会等が設置運営するボランティアセンターにおいてボランティアに関する情報、メニュー等を整備するとともに、住民に対する相談や情報提供、登録・あっ旋、紹介、ボランティア活動希望者の組織化、ボランティア団体相互の情報交換などの支援を常時対応できる体制を整備すること。

また、ボランティアセンター等の活動が円滑に行われるようボランティアコーディネーターの配置に努めること。

さらに、ボランティア活動を始めるに当たり必要な基礎的な知識や技術を習得するための入門講座等を実施するとともに、その実施に当たっては、分野別、活動経験別の養成、研修についても配慮すること。

3 活動拠点の確保等

ボランティアセンターの機能の充実と併せ、ボランティア団体等が継続して活動できるように地域福祉センターや公民館、保育所、学校の空き教室等既存の福祉施設や公共施設の活用を図るなど活動拠点の確保や整備について配慮すること。

また、ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の普及拡大に努めること。

4 関係者との連携

ボランティア活動の振興に当たっては、既存のボランティアグループや福祉関係者はもとより、地域の関係団体等の新たな参加を得、広く関係団体の参

加による協議の場を設けることにより、ボランティア活動の意欲を持つ人が新しく活動に加わられる体制を整備すること。

5 住民参加型福祉サービスの振興

住民の自発的な福祉活動である住民参加型福祉サービスは、地域住民が福祉活動に参加する際の多様なニーズに応え得る選択肢であるとともに、個々のニーズへの弾力的な対応や掘り起こしなどの役割も期待されるところであるので、その自発性を尊重しつつ振興を図るため積極的な支援に努めること。

6 地域福祉基金等の活用

地域福祉基金等を積極的に活用し、ボランティア団体等への支援を積極的に行うこと。

(別添 1)

都道府県・指定都市ボランティアセンター活動事業実施要綱

1 目的

都道府県・指定都市におけるボランティア活動の推進を図るために、広域的課題への対応、開拓的・先駆的課題に対する取組とそのプログラムの開発等を通じ、市区町村ボランティアセンターへの支援を行うほか、各種事業の実施を通じて、ボランティア活動に参加しやすくするための体制の整備を積極的に促進し、もって地域における福祉コミュニティの形成を図ることを目的とすること。

2 実施主体

原則として、都道府県・指定都市社会福祉協議会とすること。

3 事業内容

都道府県・指定都市ボランティアセンターは都道府県・指定都市の区域を単位とする次の事業を行うこと。

(1) 福祉教育推進事業

福祉教育推進事業は、別紙「福祉教育推進事業実施要領」に基づいて行う事業とすること。

第3 都道府県・指定都市ボランティアセンター活動事業

都道府県・指定都市ボランティア活動事業の実施及び運営については、都道府県・指定都市ボランティアセンター活動事業実施要綱（別添1）に定めるところによるものとする。

第4 市区町村ボランティアセンター活動事業

市区町村ボランティアセンター活動事業の実施及び運営については、市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱（別添2）に定めるところによるものとする。

(2) ボランティア活動リーダー養成事業

ボランティア活動を希望する企業、労働組合、生活協同組合、農業協同組合、社会福祉施設、住民互助型団体等の担当者を対象に、ボランティア活動を推進するリーダーとして養成するために、ボランティア活動への取組方法やグループの育成及び運営の方法等についての習得を目的に、研修会や講習会を開催すること。

(3) 広報・啓発事業

県内のボランティア団体、社会福祉施設、企業等に対し、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行すること。

(4) その他必要な事業

4 事業の実施

(1) 事業の実施主体は、本事業の実施に当たり、広報誌等あらゆる広報媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広く関係団体や住民に周知を図ること。

(2) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施すること。

(3) 事業の実施主体は、事業の効果的推進を図るためにボランティア団体や関係機関をはじめ、企業、労働組合、社会福祉施設、生活協同組合、農業協同組合、教育関係等の関係者で構成される「運営委員会」を設置し、都道府県・指定都市の区域に

おけるボランティア活動の振興計画の策定、事業推進方策の検討及び県内広域にわたるボランティア関係団体等の連絡・調整等を行うこと。

5 職員等の配置

- (1) 本事業の実施に当たっては、必要な相談員等を置くこと。
- (2) 本事業の事務・運営管理スタッフとして、企業退職者、サラリーマン、主婦等地域住民の参加の途を開くこと。
- (3) 福祉教育推進事業及びボランティア活動リーダー養成事業の実施に当たっては、必要な講師等の確保に努めること。

6 設 備

(別 紙)

福祉教育推進事業実施要領

1 目 的

地域住民の福祉活動への理解と関心を深めるため、幼少期から高齢期に至るまで生涯を通じて幅広く福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、地域住民各層の福祉マインドの醸成を図ることを目的とすること。

2 事業内容

(1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業

ア 事業内容

小学校、中学校、高等学校等をボランティア協力校として指定し、それぞれの地域の実情に合わせ、おおむね次のような社会福祉に関する事業を実施すること。

(ア) 福祉講演会の開催や、学校新聞を利用した

広報・啓発活動

(イ) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）

(ウ) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障害児（者）等の招待

(エ) 近隣地域においての各種のボランティア活動

本事業の実施に当たっては、相談室、研修室等必要な設置を置くこと。

7 実施上の留意事項

本事業の実施に当たっては、市区町村社会福祉協議会、企業、労働組合、社会福祉施設や、生活協同組合・農業協同組合等の住民参加型福祉サービス団体、各種のボランティア活動団体並びに福祉関係団体、教育関係団体、市区町村等と連携を密にすること。

8 経費の補助

本事業の実施に係る経費の補助については、社会福祉事業助成費補助金交付要綱に定めるところによるものとすること。

(オ) 社会福祉関係行事等への参加

(カ) その他必要な事業

イ 実施方法

(ア) ボランティア協力校の指定にあたっては、関係機関と協議し、1都道府県・指定都市当たりおおむね80校とすること。

(イ) ボランティア協力校の指定期間は3年間とすること。

(ウ) なお、ボランティア協力校に対し、事業実施に要する費用のうち実費程度を補助すること。

(2) 社会人福祉活動体験事業

サラリーマン、主婦、企業退職者、高齢者等ボランティア活動に参加意欲のある地域住民に対し広く公募を行い、社会福祉施設等さまざまな場において高齢者や障害児（者）などとの交流・介護等の体験活動（宿泊を含む）を実施すること。

(3) 福祉教育研究大会等開催事業

ア 福祉教育研究大会の開催

教育関係者及び生徒等を対象に、福祉活動への啓発をねらいとした福祉教育研究大会を開催し、福祉教育事例発表会、実践体験セミナー、ボランティア活動体験作文コンクールや学識経験者等を交えた講演会等を行うこと。

イ 福祉副読本の作成

小学校の低学年・高学年、中学生、高校生を

それぞれ対象とした、施設等でのボランティア活動や独居老人への訪問活動などの具体的な活動事例を盛り込んだ福祉副読本を教育委員会、教職員、ボランティア活動の指導者、学識経験者等の協力のもとに作成し、県（市）内各学校に配布すること。

(4) その他必要な事業

3 事業実施に関する留意事項

福祉教育推進事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 市区町村社会福祉協議会、社会福祉施設、学校、教育委員会等関係機関との連携を図るよう配慮すること。
- (2) 参加者の活動希望に添った個別的な活動プログラムを作成し、多様な活動メニューを提供するよ

う配慮すること。

- (3) 参加者を受け入れる社会福祉施設等が、特定の施設に集中することのないよう十分な調整を図るとともに、参加者を受け入れた社会福祉施設等については、受け入れに要する費用の一部を補助すること。
- (4) 社会人福祉活動体験事業の実施に当たっては、社会人が参加しやすいよう休日や長期休暇が得られやすい夏期等に実施するなど、実施時期に留意すること。
- (5) 参加者に対し、あらかじめ活動上の留意点を周知するとともに、活動終了後に反省会などを開催すること。
- (6) ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の加入についても配慮すること。